

## I. 難病とは

我が国の難病対策は、昭和47年の難病対策要綱の制定から始まり、難病は、「(1)原因不明、治療方針未確定であり、かつ、後遺症を残す恐れが少なくない疾病、(2)経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病」と定義されました。

また、我が国の難病対策では (1) 調査研究の推進、(2) 医療施設等の整備、(3) 地域における保健・医療福祉の充実・連携、(4) QOLの向上を目指した福祉施策の推進、(5) 医療費の自己負担の軽減対策等の対策が行われています。

その後、対象となる疾患や患者が増え続け、予算の確保が課題となり、公平性の観点からも、医療費助成の対象疾患のさらなる拡大と見直しの必要性がありました。このため現行制度を42年ぶりに抜本的に見直し、法律で明確に位置づけ財源を安定的に確保する、「難病の患者に対する医療費等に関する法律(難病医療法)」が平成26年5月23日成立し、平成27年1月1日から施行されました。

この法律の中では、医療費助成の対象とする疾患は新たに指定難病と呼ばれることとなりました。難病は、(1)発病の機構が明らかでなく、(2)治療方法が確立していない、(3)希少な疾患であって、(4)長期の療養を必要とするもの、という4つの条件を必要としています。指定難病にはさらに、(5)患者数が本邦において一定の人数(人口の約0.1%程度)に達しないこと、(6)客観的な診断基準(またはそれに準ずるもの)が成立していること、という2条件が加わっています。すなわち、指定難病は、難病の中でも患者数が一定数を超えず、しかも客観的な診断基準が揃っていること(さらに重症度分類で一定程度以上であること)が要件としてさらに必要とされました。

指定難病の選定にあたっては、厚生労働省指定難病検討委員会において上記の要件を満たし、なおかつ重症度分類のあるものについて討議をし、さらにパブリックコメントを求めた後、厚生科学審議会疾病対策部会で承認をするというプロセスが取られました。第1次実施分として110疾病が選定され、平成27年1月1日から医療費助成が開始されています。また、5月13日には第2次実施分として196疾病が決まり、合計306疾病が対象となることになり、これら追加分と併せて平成27年7月1日から医療費助成が開始されることになりました。その後も、指定難病検討委員会で指定難病の追加検討をされており、平成29年4月1日には24疾病が、平成30年4月1日には1疾病が、令和元年7月1日には2疾病が、令和3年11月1日には6疾病が追加され、さらに2疾病が統合されたため、現在338疾病となっています。

## Ⅱ. 難病に関する相談・支援

療養生活を続けていく上で、福祉制度のことや生活上の注意点など、様々な疑問が生じてくることと思います。三重県では次のような事業を行い、皆様の療養生活を支援しています。

### 1. 三重県難病相談支援センター（NPO 法人三重難病連に委託）

<問い合わせ先>

三重県津庁舎 保健所棟 1階

〒514-8567 三重県津市桜橋3丁目446-3  
4

TEL: 059-223-5035

059-223-5045（就労支援）

059-223-5046（小児慢性特定疾病）

FAX: 059-223-5064

三重県難病相談支援センターは、難病患者様や家族の日常生活における相談・支援・地域交流活動の促進および就労支援などを行う拠点施設として、平成17年度から設置しています。

#### 各種相談支援

電話や面談等により、療養・日常生活・各種公的手続きなどに対する相談・支援および生活情報の提供。

また、難病患者の就労活動に難病相談支援センターを利用することにより、就労相談の外、生活相談や患者会と連携したピアサポート等も提供。

#### 地域交流等の活動支援

患者等の自主的な活動、地域住民と患者団体との交流などの活動支援やボランティアの育成。

#### 就労支援

ハローワーク等関係機関と連携を図り、難病患者の就労に関する必要な相談、援助、情報提供。

#### 講演・研修会の開催

患者や保健、医療、福祉サービス提供職員に対する講演会、研修会の開催。

## 2. 三重県難病診療連携拠点病院

### (三重大学医学部附属病院)

<問い合わせ先>

三重大学医学部附属病院 総合サポートセンター  
(旧：医療福祉支援センター内) 1階7番窓口  
〒514-8507 三重県津市江戸橋2-174  
TEL：059-231-5697 (直通)  
FAX：059-231-5435 (直通)

地域における難病医療の提供を円滑に行うため、難病診療連携拠点病院が中心となり、難病診療分野別拠点病院、難病医療協力病院、一般病院や診療所等と連携協力関係の構築を図り、難病対策を推進するため、難病診療連携コーディネーターを配置し、以下の事業を行います。

- ・ 難病医療の提供の支援と調整、難病の医療等に関する相談対応
- ・ 難病に関する情報提供、難病医療従事者等に対する研修会の開催
- ・ 人工呼吸器等装着難病患者一時入院事業の調整

## 3. 管内の難病診療分野別拠点病院

### (独立行政法人国立病院機構 鈴鹿病院)

<問い合わせ先>

鈴鹿病院 地域医療連携室・医療福祉相談室  
〒513-8501 三重県鈴鹿市加佐登3丁目2番1号  
TEL：059-378-1321 (代表)  
FAX：059-379-6670 (直通)

地域における専門分野において難病医療の提供を円滑に行うため、連携拠点病院及び協力病院、その他の医療機関等と連携を図り、相談連絡員を配置する等して、以下の役割を担います。

- ・ 専門分野においての難病医療の提供、診察等の医療等に関する相談対応
- ・ 連携拠点病院が行う研修会等への協力
- ・ 難病患者の受け入れ・紹介

## 4. 管内の難病医療協力病院

### (1) 三重県厚生農業協同組合連合会 鈴鹿中央総合病院

<問い合わせ先>

患者相談センター

〒513-8630 鈴鹿市安塚町山之花1275-53

TEL: 059-384-2226

FAX: 059-384-3693

### (2) 亀山市立医療センター

<問い合わせ先>

医療相談窓口

〒519-0163 亀山市亀田町466-1

TEL: 0595-83-0990

FAX: 0595-83-0306

地域における難病医療の提供を円滑に行うため、協力病院は、連携拠点病院及び分野別拠点病院、その他の医療機関等と連携を図り、相談連絡員を配置する等して、以下の役割を担います。

- ・主要な難病について医療の提供及び難病患者の受け入れ・紹介
- ・地域において、難病患者を受け入れている福祉施設等からの要請に対して、医学的な指導・助言

## 5. 三重県鈴鹿保健所

<問い合わせ先>

三重県鈴鹿保健所 保健衛生室 地域保健課

(三重県鈴鹿庁舎 保健所棟2階)

〒513-0809 三重県鈴鹿市西条5丁目117

TEL: 059-382-8673

FAX: 059-382-7958

**難病医療相談事業**

専門医や関係職種による難病医療相談会を年1回開催しています。

鈴鹿地域難病地域ケア会議

医療・保健・福祉の各関係者が相互に連携し、難病患者の在宅療養を地域で支援する体制整備を行うことを目的とし、年1回開催しています。

神経・筋難病医療福祉従事者研修会

難病在宅療養を支援する関係者の資質向上に努め、よりよい支援ができるよう支援者のための研修会を鈴鹿病院と共催で開催しています。

訪問相談事業

患者や家族の方が抱えている日常生活上・療養上の悩みについて、保健師が訪問や電話等により、相談に応じています。

### Ⅲ. 在宅での療養生活を送る方が利用できる制度

#### 1. 一般社団法人 鈴鹿歯科医師会

##### 口腔ケアステーション鈴鹿

<問い合わせ先>

一般社団法人 鈴鹿歯科医師会 口腔ケアステーション鈴鹿

〒513-0809 鈴鹿市西条5丁目118-5

TEL: 059-382-9431

口腔ケアステーションが平成27年度から開設されました。鈴鹿歯科医師会からスタッフが派遣され、往診にて、歯科治療、口腔ケアを受けることができます。体が不自由で、通院が困難な鈴鹿市在住の方が対象となります。

#### 2. 一般社団法人 鈴鹿亀山薬剤師会

##### かかりつけ薬剤師制度、薬剤師による在宅訪問

<問い合わせ先>

各薬局 または

鈴鹿亀山薬剤師会事務局 鈴鹿市安塚町638-21

TEL: 059-381-2233

超高齢化社会となり、薬の重複や飲み残しも多くなっている状況を受けて、2016年4月から「かかりつけ薬剤師」制度が始まっています。かかりつけ薬剤師に相談すれば、かかりつけ医と連携して患者の服薬状況の全体を把握することで、薬の重複や相互作用(注意する飲み合わせ)を防ぐことができます。また、薬のことはもちろん、健康食品や介護用品等のご相談も可能です。

在宅で療養中の方は、薬剤師がお薬をご自宅にお届けし、お薬の飲み残しや保管状況の改善などのお薬の管理、飲みにくさの改善等の服薬支援を受けることができる薬剤師在宅訪問サポートをご利用ください。薬剤師による在宅訪問を希望されるときは、ご気軽に、かかりつけ薬剤師やお近くの薬局に相談してください。

### 3. 鈴鹿市、亀山市

<問い合わせ先>

鈴鹿市 健康福祉部 障がい福祉課

〒513-8701 鈴鹿市神戸1丁目18番18号

TEL：059-382-7626

FAX：059-382-7607

亀山市 健康福祉部 地域福祉課 障がい者支援グループ

〒519-0164 亀山市羽若町545 総合保健福祉センター

TEL：0595-84-3313

FAX：0595-82-8180

平成25年4月に施行された障害者総合支援法では、障がい者の範囲に難病等が加わり、難病患者も身体障害者手帳の所持の有無に関わらず、必要と認められた「(1) 障害福祉サービス」、「(2) 補装具費の支給」、「(3) 日常生活用具の給付」を利用することができます。

#### (1) 障害福祉サービス

利用者負担は、1割の定率負担になります。ただし、所得に応じた一定の自己負担上限があります。

※ 介護保険の要介護認定を受けて介護保険のサービスを受けることができる場合には、介護保険によるサービスが優先されます。

障害福祉サービス名		内 容
介 護 給 付	居宅介護（ホームヘルプサービス）	自宅で、生活を営むことができるよう身体介護（入浴・排せつ・食事等）、家事援助（調理・洗濯・掃除等）、通院等介助等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体の不自由な方等で常に介護を必要とする方に、自宅で、入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。
	同行援護	重度の視覚障がい者に、外出時に同行し、移動に必要な視覚的情報の支援、必要な移動の援護及び排泄・食事等の介護など援助を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている方が行動するとき、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要がとて高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

障害福祉サービス名		内 容
介 護 給 付	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する方が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設で入浴・排せつ・食事の介護等を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
	生活介護	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴・排せつ・食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。
訓 練 等 給 付	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活が出来るよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援（A型・B型）	一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
	就労定着支援	生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障がい者の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行います。
	自立生活援助	居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題につき、定期的な巡回又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、障がい者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むための環境整備に必要な援助を行います。
地 域 生 活 支 援	日中一時支援事業	日中における活動の場を提供することにより、障がいのある方の家族の就労支援及び日常介護している家族の一時的な負担軽減を図ります。
	移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある方に、外出のための支援を行います。



障害福祉サービス		内 容
地域 相談 支援	地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行います。
	地域定着支援	居宅において単身等で生活する障がい者につき、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。

## (2) 補装具費の支給

障がいのある方の障がいを軽減し、職業的機能を向上させ、日常生活が容易にできるよう必要な用具を購入・修理する費用の一部を補助します。

補装具を購入・修理する前に、見積書・身体障害者手帳等を持参の上、申請してください。

※ 介護保険の対象者は、種目によっては、介護保険制度との調整が必要です。

<対象者>

身体障害者手帳の交付を受けている方または難病患者等

(種目・疾病により制限があります。)

<補装具の例>

- ・ 視覚障がい者＝視覚障害者用安全つえ・義眼・眼鏡
- ・ 聴覚障がい者＝補聴器
- ・ 肢体障がい者＝義足・義手・装具・車いす・電動車いす・座位保持装置・歩行補助つえ・歩行器・重度障がい者用意思伝達装置

※ 種類により、医師の意見書が必要です。

## (3) 日常生活用具の給付

障がい者（児）・在宅の小児慢性特定疾患児・在宅の難病患者などの方の日常生活を容易にするため、ベッドや体位変換器などの給付や、軽微な住宅改修に要する費用の一部を助成する制度です。

用具を購入する前に、障害者手帳など・見積書を持参の上、各市問合せ先へ申請してください。

※介護保険の対象者は、種目によっては、介護保険制度との調整が必要です。

※用具の種類によってはその他必要な書類があります。

◆ 鈴鹿市

① 取付に住宅改修を伴わない日常生活用具で在宅の障がい者等が使用するもの

区分	種目	限度額	対象者	性能	耐用年数	対象年齢
介護・訓練支援用具	特殊寝台	154,000円	① 身体障害者手帳の下肢又は体幹に係る障害の程度が2級以上で起き上がりが困難なもの ② 難病の認定を受けた者で寝たきりの状態にあるもの	原則として頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年	学齢児以上
	特殊マット	19,600円	① 知的障害児(者)でその障害の程度がA2以上のもの ② 身体障害者手帳の下肢又は体幹に係る障害の程度が1級のもの ③ 難病の認定を受けた者で寝たきりの状態にあるもの	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5年	3歳以上
	特殊尿器	67,000円	① 身体障害者手帳の下肢又は体幹に係る障害の程度が1級のもの(常時介護を要するもの) ② 難病に認定を受けたもので自力排尿できないもの	尿が自動的に吸引されるもので、障害者等又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	学齢児以上
	入浴担架	82,400円	身体障害者手帳の下肢又は体幹に係る障害の程度が2級以上のもの(常時介護を要するもの)	障害者等を浴槽内で担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年	3歳以上

区分	種目	限度額	対象者	性能	耐用年数	対象年齢
介護・訓練支援用具	体位変換器	15,000円	① 身体障害者手帳の下肢又は体幹に係る障害の程度が2級以上のもの（常時介護を要するもの） ② 難病の認定を受けた者で寝たきりの状態にあるもの	介護者が障害者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5年	学齢児以上
	移動用リフト	159,000円	① 身体障害者手帳の下肢又は体幹に係る障害の程度が2級以上のもの ② 難病の認定を受けたもので下肢又は体幹機能に障害のあるもの	介護者が障害者等を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの （ただし、天井走行型を除く）	4年	3歳以上
	訓練用ベッド	159,200円	難病の認定を受けた者で下肢又は体幹機能に障害のあるもの	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	8年	学齢児以上18歳未満

区分	種目	限度額	対象者	性能	耐用年数	対象年齢
自立生活支援用具	浴槽（湯沸器を含む。）	91,000円	身体障害者手帳の下肢又は体幹に係る障害の程度が2級以上のもの	障害者等が容易に使用し得るもの	8年	学齢児以上
	入浴補助用具	90,000円	① 身体障害者手帳の下肢又は体幹に係る障害があつて入浴に介助を必要とするもの ② 難病の認定を受けた者で入浴に介助を必要とするもの	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者等又は介助者が容易に使用し得るもの	8年	3歳以上
	便器	便器 4,450円 手すり 5,400円	① 身体障害者手帳の下肢又は体幹に係る障害の程度が2級以上のもの ② 難病の認定を受けた者で常時介護を必要とするもの	障害者等や介護者が容易に使用し得るもの （手すりをつけることができる）	8年	学齢児以上
	移動、移乗支援用具	60,000円	① 身体障害者手帳の平衡又は下肢若しくは体幹に係る障害があつて、家庭内の移動等において介助を必要とするもの ② 難病の認定を受けた者で下肢が不自由なもの	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること ① 障害者等の身体機能の状態を十分踏まえたものであつて、必要な強度と安定性を有するもの ② 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする	8年	3歳以上

区分	種目	限度額	対象者	性能	耐用年数	対象年齢
	特殊便器	151,200 円	① 身体障害者手帳の上肢に係る障害の程度が2級以上のもの ② 知的障害児(者)でその障害の程度がA2以上のもの ③ 難病の認定を受けた者で上肢機能に障害のあるもの	温水温風を出し得るもの	8年	学齢児以上
	火災警報器	15,500 円	① 身体障害者手帳の2級以上の障害であって、火災発生の感知又は避難が困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯 ② 知的障害児(者)でその障害の程度がA2以上のもので火災発生の感知又は避難が困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発生し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8年	
	電磁調理器	41,000 円	① 身体障害者手帳の視覚に係る障害の程度が2級以上のもの(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯) ② 知的障害児(者)でその障害の程度がA2以上のもの(知的障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	障害者等が容易に使用し得るもの	6年	18歳以上
	歩行時間延長信号機用小型送信機	7,000 円	身体障害者手帳の視覚に係る障害の程度が2級以上のもの	障害者等が容易に使用し得るもの	10年	学齢児以上

区分	種目	限度額	対象者	性能	耐用年数	対象年齢
	聴覚障害者用屋内信号装置	87,400円	身体障害者手帳の聴覚に係る障害の程度が2級のもの（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯）	音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	10年	18歳以上
	自動消火器	28,700円	① 身体障害者手帳の2級以上の障害であって、火災発生の感知又は避難が困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯 ② 知的障害児(者)でその障害の程度がA2以上のもので火災発生の感知又は避難が困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯 ③ 火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8年	
在宅療養等支援用具	透析液加温器	51,500円	身体障害者手帳の腎臓機能に係る障害の程度が3級以上で自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行うもの	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5年	3歳以上
	盲人用体重計	18,000円	身体障害者手帳の視覚に係る障害の程度が2級以上のもの（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	障害者等が容易に使用し得るもの	5年	学齡児以上
	盲人用体温計(音声式)	9,000円	身体障害者手帳の視覚に係る障害の程度が2級以上のもの（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	障害者等が容易に使用し得るもの	5年	学齡児以上

区分	種目	限度額	対象者	性能	耐用年数	対象年齢
	酸素ボンベ運搬車	17,000円	身体障害者手帳の交付を受けた者で、医療保険における在宅酸素療法を行うもの	障害者等や介護者が容易に使用し得るもの	10年	18歳以上
	ネブライザー(吸入器)	36,000円	① 身体障害者手帳の呼吸器機能に係る障害の程度が3級以上であるもの又は上記と同程度の身体障害児(者)であって、必要と認められるもの ② 難病の認定を受けた者で呼吸機能に障害のあるもの	障害者等や介護者が容易に使用し得るもの	5年	
	電気式たん吸引器	56,400円	① 身体障害者手帳の呼吸器機能に係る障害の程度が3級以上であるもの又は上記と同程度の身体障害児(者)であって、必要と認められるもの ② 難病の認定を受けた者で呼吸器機能に障害があるもの	障害者等や介護者が容易に使用し得るもの	5年	
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	157,500円	① 身体障害者手帳の呼吸器機能に係る障害の程度が3級以上であるもの又は上記と同程度の身体障害児(者)であって、必要と認められるもの ② 難病の認定を受けた者で人工呼吸器装着が必要なもの	障害者等や介護者が容易に使用し得るもの	5年	

区分	種目	限度額	対象者	性能	耐用年数	対象年齢
	人工呼吸器用の自家発電機及び外部バッテリー又は家庭用蓄電池	150,000円	身体障害者手帳の交付を受けた者で、人工呼吸器を使用しているもの	介護者が容易に使用し得るもの	5年	
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	98,800円	身体障害者手帳の音声言語機能に係る障害があるもの又は身体障害者手帳の肢体に係る障害があつて、発声・発語に著しい障害を有するもの	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者等が容易に使用し得るもの	5年	学齡児以上
	情報・通信支援用具	150,000円	身体障害者手帳の視覚に係る障害があるもの又は上肢に係る障害があるもので、その程度がいずれも2級以上のもの	コンピューターを使用するために必要となる周辺機器やアプリケーションソフト等	5年	学齡児以上
	点字ディスプレイ	383,500円	身体障害者手帳の視覚及び聴覚の重複障害者でその等級がいずれも2級以上のもの	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことのできるもの	6年	18歳以上
	点字器	10,400円	身体障害者手帳の視覚に係る障害の程度が2級以上のもの	障害者等が容易に使用できるもの（点字板及び点筆）	7年	学齡児以上
	点字タイプライター	63,100円	身体障害者手帳の視覚に係る障害の程度が2級以上のもの	障害者等が容易に使用し得るもの	5年	学齡児以上



区分	種目	限度額	対象者	性能	耐用年数	対象年齢
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	録音再生機 85,000円 再生専用機 35,000円	身体障害者手帳の視覚に係る障害の程度が2級以上のもの	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAIZY方式による録音並びに再生できるものであって、障害者等が容易に使用し得るもの	6年	学齢児以上
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	99,800円	身体障害者手帳の視覚に係る障害の程度が2級以上のもの	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り音声信号に変換して出力する機能を有するもので障害者等が容易に使用し得るもの	6年	学齢児以上
	視覚障害者用拡大読書器	198,000円	身体障害者手帳の視覚に係る障害があつて、本装置により文字等を読むことが可能になるもの	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの	8年	学齢児以上
	盲人用時計	触読式 10,300円 音声式 13,300円	身体障害者手帳の視覚に係る障害の程度が2級以上のもの	視覚障害者が容易に使用し得るもの	10年	18歳以上

区分	種目	限度額	対象者	性能	耐用年数	対象年齢
	視覚障害者用ラジオ	29,000円	身体障害者手帳の視覚に係る障害の程度が2級以上のもの	地上デジタル放送及び緊急時の速報等を受信できるもので、障害者等が容易に使用し得るもの	6年	学齢児以上
	聴覚障害者用情報受信装置	88,900円	身体障害者手帳の聴覚に係る障害があるもの	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、障害者等が容易に使用できるもの	6年	学齢児以上

<備考>

- i 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢、下肢又は体幹機能障害に準じて取り扱うものとする。
- ii 聴覚障害者用屋内信号装置にはサウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号等を含む。

② 在宅に限らず全ての障がい者等が使用するもの

区分	種目	限度額	対象者	性能	耐用年数	対象年齢
自立生活	T字杖・棒状の杖	3,000円	身体障害者手帳の平衡，下肢又は体幹機能に係る障害があるもの	障害者が容易に使用できるもの	4年	3歳以上
活支援助用具	頭部保護帽	スポンジ・革を主材料に製作したもの 15,200円 スポンジ・革・プラスチックを主材料に製作したもの 36,750円 (レディーメイドの場合は80%の範囲内)	① 身体障害者手帳の平衡機能，下肢又は体幹機能に係る障害があり、転倒等により頭部を強打するおそれのあるもの ② 知的障害児（者）又は精神障害者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	3年	
情報・意思疎通支援助用具	人工喉頭	電動式 70,100円 笛式 5,000円 (気管カニューレ付は、3,100円増)	身体障害者手帳の音声機能に係る障害のあるもので、喉頭摘出したもの	障害者等が容易に使用できるもの	5年	
	点字図書	点字図書の価格	身体障害者手帳の視覚に係る障害があるもので、主に、情報の入手を点字によって行っているもの	月間や週間で発行される雑誌を除く点字図書 (1年度6タイトル又は24巻まで) (ただし、辞書等一括して購入しなければならないものを除く)		

区分	種目	限度額	対象者	性能	耐用年数	対象年齢
排泄管理支援用具	紙おむつ	月額 12,000 円	<p>①</p> <p>身体障害者手帳の交付を受けた全身性障害者等で、次のいずれにも該当するもの</p> <p>i 治療によって軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストマの変形のためストマ用装具を装着することができないもの</p> <p>ii 二分脊椎等の先天性疾患（先天性鎖肛を除く）に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のある者及び先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のあるもの</p> <p>②</p> <p>身体障害者手帳の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害に係る障害がある全身性障害者等で、排尿又は排便の意思表示が困難なもの</p>	原則 2 か月単位で最大 6 か月分まで支給可能		3 歳以上 6 5 歳未満
		月額 6,000 円	身体障害者手帳の上肢及び下肢に係る障害の程度が 2 級以上かつ総合等級が 1 級のもので、排尿又は排便の意思表示が困難であるもの	原則 2 か月単位で最大 6 か月分まで支給可能		3 歳以上 6 5 歳未満

区分	種目	限度額	対象者	性能	耐用年数	対象年齢
	ストマ器具	畜便袋月額 9,740円 蓄尿袋月額 12,800円	身体障害者手帳の交付を受けたもので、ストマを造設したもの	原則2か月単位で最大6か月分まで支給可能 (ストマの管理上で必要と認められる皮膚保護剤等の消耗品も含む)		3歳以上
	収尿器	8,500円	身体障害者手帳の交付を受けたもので、高度の排尿機能障害のあるもの	採尿器と蓄尿袋で構成され、尿の逆流防止装置があるもの		3歳以上

<備考>

- i 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢、下肢又は体幹機能障害に準じて取り扱うものとする。

③ 上記①の障がい者等のうち、前年分所得税非課税世帯に属する障がい者等が使用するもの

区分	種目	限度額	対象者	性能	耐用年数	対象年齢
情報・意思疎通支援用具	パーソナルコンピューター	100,000円	身体障害者手帳の上肢に係る障害の程度が2級以上又は身体障害者手帳の言語及び上肢に係る障害の複合障害2級以上のもの（文字を書くことが困難なものに限る）	障害者等が容易に使用できるもので、プロテクターやプリンター等を付帯することができるもの	6年	学齢児以上
	FAX	35,000円	身体障害者手帳の聴覚に係る障害又は発声・発語に著しい障害のあるもの	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字により通信が可能な機器であり、障害者等が容易に使用できるもの	5年	学齢児以上

<備考>

- i 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢、下肢又は体幹機能障害に準じて取り扱うものとする。

④ 取付に住宅改修を伴う日常生活用具で在宅の障がい者等が使用するもの

区分	種目	限度額	対象者	性能	耐用年数	対象年齢
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	200,000円	① 身体障害者手帳の下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能（移動機能障害に限る）に係る障害の程度が3級以上のもの（ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢に係る障害の程度が2級以上のもの） ② 難病の認定を受けた者で下肢又は体幹機能に障害のあるもの	障害者等の移動等を円滑にする用具で下記のいずれかに該当する住宅改修を伴うもの ① 手すりの取付け ② 段差の解消 ③ 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ④ 引き戸等への取替え ⑤ 洋式便所への便器の取替え	原則 1回	学齡児以上

<備考>

i 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢、下肢又は体幹機能障害に準じて取り扱うものとする。

なお、費用の1割が自己負担額として必要です。ただし、所得に応じた一定の自己負担上限があります。また、本人又は配偶者の方（児童の場合は世帯全員の方）の市民税所得割の課税額が46万円以上の場合は支給対象外となります。

※ 申請には、医師意見書（様式任意）が必要な場合があります。

<その他>

- ・ 介護保険制度の対象となる方は、介護保険サービスが優先となり、給付できない場合があります。
- ・ パソコン、FAXについては、汎用品であるため、世帯全員の方の前年分の所得税が非課税である世帯に限ります。

◆ 亀山市

難病患者等に給付する用具の種目等

種 目	対 象 者	性 能	耐用年数	対象年齢
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年	学齢児以上
訓練用ベッド	下肢又は体幹機能に障害のある者	胸又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	8年	学齢児以上
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡、失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5年	3歳以上
特殊尿器	自分で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので、難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	学齢児以上
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介護者が難病患者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5年	学齢児以上
移動用リフト	下肢又は体幹機能に障害のある者	介護者が難病患者等を移動させるに当たって、容易に使用し得るものただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く	4年	3歳以上
入浴補助用具	入浴に介助を必要とするもの	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの	8年	3歳以上
便器	常時介護を要する者	難病患者等が容易に使用し得るものただし、手すりをつけることができるものに限る	8年	学齢児以上
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るものただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く	8年	学齢児以上



種 目	対 象 者	性 能	耐用年数	対象年齢
移動、移乗支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次に掲げる性能を有する手すり、スロープ等であること ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く ① 障がい者等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの ② 転倒防止、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の機能を有するもの	8年	3歳以上
自動消火器	火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8年	
ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能に障害のある者	難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	3歳以上
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	3歳以上
居宅生活動作補助用具(住宅改修)	下肢又は、体幹機能に障害のある者	難病患者等の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの ※ 利用者1人につき1回の給付とする		学齢児以上
動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等及び介護者が容易に使用し得るもの	5年	3歳以上

※本人や同一世帯の方の市民税所得割額が46万円以上の方は対象になりません。

#### (4) 特別障害者手当

<問い合わせ先>

鈴鹿市 健康福祉部 障がい福祉課

TEL：059-382-7626

亀山市 健康福祉部 地域福祉課 障がい者支援グループ

TEL：0595-84-3313

重度の重複障がいのため、日常生活において常時特別な介護を必要とする在宅の20歳以上の方に支給されます。

※ 障がい種類ごとに、診断書が必要です。

<対象者>

- ① 施設等に入所していないこと（施設等の種類によっては在宅扱いとなるものもあります）
- ② 病院または診療所に継続して3カ月を超えて入院していないこと
- ③ 一定以上の所得がないこと（所得制限があります）

<申請に必要なもの>

特別障害者手当用診断書、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳、本人名義の通帳、本人の年金・恩給額が分かるもの（源泉徴収票・通帳・通知書など）、本人・配偶者・扶養義務者のマイナンバーが確認できるもの

<手当支給額月額>

手当支給額月額 27,300円（毎年支給額の変動があります）

<支給方法>

2、5、8、11月（各5日に口座振込で支給します）

#### (5) かめやまホームケアネット（在宅医療連携システム）（亀山市）

<問い合わせ・利用申込み先>

亀山市立医療センター地域医療部 地域医療課 地域医療グループ

TEL：0595-96-8208

亀山市 健康福祉部 地域福祉課 高齢者支援グループ

TEL：0595-84-3312

医師をはじめ、ケアマネジャーや訪問看護師、訪問介護員、薬剤師など多くの専門職がチームを組み、医療・介護・福祉が連携してサービスを提供することで、自宅で安心して生活できるよう、在宅での療養をサポートします。

<対象者>

次のすべてに該当する方

- ① 市内在住者
- ② 主治医が亀山市または近隣市町の医師会員である方
- ③ 通院が困難である方
- ④ 介護保険サービスを利用している方（申請中を含む）
- ⑤ 在宅での療養希望する方

<対象疾患>

主治医が必要と認めた病状の方

<利用申し込み>

主治医・ケアマネジャーと相談の上、上記へ申込みください。

## 4. 三重県

<問い合わせ先>

三重県鈴鹿保健所 保健衛生室 地域保健課

TEL：059-382-8673

### (1) 人工呼吸器等装着難病患者一時入院事業

在宅療養の人工呼吸器等装着難病患者が、介護者の休息等の理由により、一時的に在宅で介護を受ける事が困難になったときに、円滑に適切な医療機関に入院できるように入院受入れ体制を整備する事業です。

<対象者>

下記をすべて満たしている方。ただし、知事が特に認めた場合はこの限りではありません。

- ① 三重県内に住所を有する特定医療費（指定難病）及び特定疾患治療研究事業の受給者のうち、当該対象疾病を主たる要因として在宅で人工呼吸器等を使用している方
  - ② 家族等在宅での介護者の疾病、事故、休息等の理由により介護が受けられなくなった方
- ※ 知事が特に認めた場合とは、特定医療費（指定難病）及び特定疾患治療研究事業を受給していない者で、医師の診断書等により当該対象疾患であることが確認された場合をいいます。

<入院期間>

1回14日以内、同一年度においては通算して14日が限度となっています。原則として、申請書を利用希望日の14日前までに、三重県鈴鹿保健所へ提出が必要です。

## (2) 意思伝達装置使用サポート事業

意思伝達装置が必要となる方に無償で貸与し、操作方法の説明等を行い、在宅療養生活の質の向上を図る事業です。

### <対象者>

下記をすべて満たしている方

- ① 三重県内に住所を有する特定医療費支給認定患者で、進行性の神経難病患者で、言語機能を喪失した方又は著しく低下している方であってコミュニケーション手段として意思伝達装置が（今後）必要と認められる方
- ② 在宅療養患者もしくは、入院中および入所中であっても、今後在宅療養の予定のある方

## (3) 在宅人工呼吸器使用患者支援事業

人工呼吸器を装着している患者に対して、在宅において適切な医療の確保をするため、診療報酬で定められた回数を超える訪問看護を受ける場合に、その回数を超えた訪問看護料について公費負担を受けられる事業です。

この事業の対象となる訪問看護は、診療報酬において、在宅患者訪問看護・指導料又は老人訪問看護療養費を算定する場合、原則として1日に月4回目以降（ただし、特別な事情により複数の訪問看護ステーション等医療機関により訪問看護を実施する場合にはこの限りではありません。）の訪問看護です。患者さんお一人あたり年間260回を限度とします。

### <対象者>

指定難病の患者及び特定疾患治療研究事業対象疾患患者で、かつ、当該指定難病及び対象疾患を主たる要因として在宅で人工呼吸器を使用している患者のうち、医師が訪問看護を必要と認める方。

## IV. 障害者手帳をお持ちの方等が利用できる福祉制度

### 1. タクシー料金助成事業

#### ◆ 鈴鹿市

<問い合わせ先>

鈴鹿市 健康福祉部 障がい福祉課

TEL : 059-382-7626

#### (1) 福祉タクシー事業

重度障がいのある方がタクシーを利用する場合に、その料金の一部を助成する福祉タクシー事業があります。

<対象者>

障がい者本人または家族が、軽自動車税または自動車税の減免を受けていない方で、下記①～⑤のいずれかに該当する方

- ① 身体障害者手帳の下肢または体幹機能障がいの1・2級
- ② 視覚障がいの1・2級
- ③ 内部障がいの1級
- ④ 療育手帳のA1・A2
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳の1級

<助成額>

申請月に応じて1カ月当たり500円券2枚を、年度分までまとめて交付します。

(例) 12月申請の場合: 12月から3月までの4か月分500円券8枚を交付)

1回の乗車につき複数枚の利用または額面未満の利用が可能です。ただし、釣り銭を受け取ることはできません。

#### ◆ 亀山市

<問い合わせ先>

亀山市 健康福祉部 地域福祉課 障がい者支援グループ

TEL : 0595-84-3313

#### (1) タクシー料金助成事業

重度の障がい者の方が、タクシーを利用するときは、タクシー運賃を助成しています。印鑑、手帳を持参の上、申請してください。

<対象者>

- ① 身体障害者手帳1・2級
- ② 療育手帳A1・A2
- ③ 精神障害者保健福祉手帳1・2級

<助成額>

腎臓機能障害1級所持者 1年に月45,000円

その他の対象者 1年に月15,000円

※ 乗車券の利用は1乗車に月2,000円までの使用となります。

## (2) 福祉移送サービス

<問い合わせ先>

亀山市 健康福祉部 地域福祉課 障がい者支援グループ

TEL: 0595-84-3313

次の対象者が病院に通院する時や公共機関で手続きをする時等に送迎を行います。

<対象者>

65歳以上で寝たきりまたは身体障害手帳1級~3級で歩行障がいのため車いすなどの補助具を使用しなければ外出の困難な方

<利用日時>

月曜日~金曜日(祝日を除く)の午前8時~午後5時

<費用負担>

登録会費(年会費) 1,000円

運行会費 市内一律200円(市外は距離数に応じた金額となります。)

「乗車地点から降車地点まで」を1運行会費として算定します。

## 2. 紙おむつ等支給事業

### ◆ 鈴鹿市

<問い合わせ先>

鈴鹿市 健康福祉部 長寿社会課

TEL: 059-382-7935

<対象者>

市内に住所を有し、下記の①~④の要件をすべて満たす方に、紙おむつ等を支給します。

- ① 在宅で生活をしている
- ② 紙おむつ等を利用している

- ③ 要介護3、4、5の認定がある
- ④ 本人の市民税が非課税である

<申請方法>

地域包括支援センターまたは担当のケアマネジャーと相談の上、市と協定を結んだ配達業者の中から希望の業者を選択し、利用したい商品を選び発注書を作成します。紙おむつ等支給事業利用申請書と発注書を窓口へ提出します。市より決定通知があり支給が開始されます。

※鈴鹿市日常生活用具給付事業（19ページ参照）でも紙おむつの支給があります。

<問い合わせ先>

鈴鹿市 健康福祉部 障がい福祉課  
TEL：059-382-7626

### ◆ 亀山市

<問い合わせ先>

亀山市 健康福祉部 地域福祉課 高齢者支援グループ  
TEL：0595-84-3312

在宅で、寝たきりや認知症等の理由により常時おむつが必要な人に、ご本人やご家族の負担の軽減を目的として、おむつなどの介護用品を支給します。（施設に入所や病院に入院している期間は含まれません。また、支給にあたっては審査があります。）

<対象者>

介護用品の支給を受けようとする年度の市民税が非課税である市内に住所を有する在宅の人で、次のいずれかに該当する方

- ① 常時おむつを必要とする状態にある65歳以上の方
- ② 介護保険の第2号被保険者（40歳以上65歳未満で介護認定を受けている人）のうち、常時おむつを必要とする状態にある人

## 3. 身体障がい者等訪問入浴サービス事業

### ◆ 鈴鹿市

<問い合わせ先>

鈴鹿市 健康福祉部 障がい福祉課  
TEL：059-382-7626

<対象者>

在宅で、自宅および施設での入浴が困難な身体障がい者（児）の方

※ 介護保険の対象者は、介護保険制度との調整が必要です。

## ◆ 亀山市

<問い合わせ先>

亀山市 健康福祉部 地域福祉課 障がい者支援グループ  
TEL：0595-84-3313

対象者の家庭を訪問入浴車が訪問し、入浴の介助（看護師、または准看護師1人及び介護職員2人）を提供致します。

※介護保険の対象者は、利用できない場合がございます。

また、所得に応じた自己負担が必要な場合がございます。

<対象者>

市内在住で、自宅および施設での入浴が困難な身体障がい者（児）の方

## 4. 自立訓練用装具着用訓練費の助成事業

### ◆ 鈴鹿市

<問い合わせ先>

鈴鹿市 健康福祉部 障がい福祉課  
TEL：059-382-7626

HAL®とは、手や足を動かしたいと考えたときに、脳から出る信号をセンサーで感知し、動きにくくなった部分をアシストして動かす装着型サイボーグです。装着型サイボーグHAL®を利用した専門プログラム費用を一部助成します。

<対象者>

身体障害者手帳の上肢、下肢、体幹または移動機能障害の1～3級の方

<助成内容>

1回あたりのトレーニング（60分コースまたは90分コース）の10回分

※ 本市助成事業とタイアップした特別メニューです（専用トレーニングパンツの無償貸し出し等）。

※ 一部自己負担があります。

<申し込み先>

身体障害者手帳をお持ちの上、鈴鹿市役所障がい福祉課へお願いします。

※ 専門プログラムを受けられるか否かは、鈴鹿ロボケアセンターでの初回カウンセリング（※有料：税込2,000円）の結果によりますので、ご注意ください。

※ 専門プログラムの内容についての問合せ、予約受け付けは、鈴鹿ロボケアセンター（TEL：059-389-7762）へお願いします。



## 5. 成年後見制度利用に関する助成

### ◆ 鈴鹿市

<問い合わせ先>

鈴鹿市 健康福祉部 長寿社会課

TEL：059-382-7935

鈴鹿市 健康福祉部 障がい福祉課

TEL：059-382-7626

認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者が成年後見制度を利用するための支援を行います。

#### (1) 市（市長）による審判の請求

親族がない人などの成年後見制度の利用を支援するため、市（市長）が審判の請求を行います。

#### (2) 審判申立費用助成金の交付

生活保護受給者など、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難な方について、審判の請求に要した費用の全部又は一部を助成します。

（1事件につき10万円を上限とします）

#### (3) 成年後見人等報酬助成金の交付

生活保護受給者など、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難な方について、成年後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。

助成金の額は家庭裁判所が決定した額とします。

（成年被後見人等が在宅の場合、月額28,000円、施設入所の場合、月額18,000円を上限とします）

### ◆ 亀山市

<問い合わせ先>

亀山市 健康福祉部 地域福祉課 障がい者支援グループ

TEL：0595-84-3313

#### (1) 成年後見制度利用助成事業

精神障がい者、知的障がい者及び認知症高齢者について、成年後見制度を利用しようとする方に、成年後見制度の審判の請求に要する費用の一部を助成します。

<助成額>

審判の請求に要する費用の2分の1で、上限10万円まで

#### (2) 成年後見人制利用支援事業

精神障がい者、知的障がい者及び認知症高齢者で、親族がない人などの成年後見制度の利用を支援するため、市が後見開始の審判の請求等を行います。

## 6. 福祉医療費助成制度

### ◆ 鈴鹿市

#### 障がい者医療費助成制度

<問い合わせ先>

鈴鹿市 健康福祉部 福祉医療課 福祉医療グループ

TEL : 059-382-2788

市内に住所を有し、医療保険（健康保険）に加入している次の条件に該当する人を対象に、保険適用の自己負担分の医療費を全額助成します。ただし、他の公費が優先され、高額医療費として給付される額や療養附加金は除きます。

また、非課税世帯で減額認定証の提示をされた方は、入院時の食事療養費も助成します。

<対象者>（所得制限があります）

- ① 身体障害者手帳1～3級の人
- ② 療育手帳AまたはB1（中度）の人
- ③ 精神障害者保健福祉手帳1級の人（通院のみ）

### ◆ 亀山市

#### 心身障害者医療費助成制度

<問い合わせ先>

亀山市 市民文化部 市民課 医療年金グループ

TEL : 0595-84-5005

市内に住所を有し、医療保険（健康保険）に加入している次の条件に該当する人を対象に、保険適用の自己負担分の医療費を全額助成します。ただし、他の公費が優先され、高額医療費として給付される額や療養附加金は除きます。

<対象者>

- ① 身体障害者手帳1～4級の人
- ② 療育手帳AまたはB1（中度）の人
- ③ 療育手帳B2（軽度）かつ知能指数50以下の人
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1級の人（通院のみ）

## 7. 各種割引・減免

詳細は各関係機関にお問い合わせください。

制度名・問合せ先	内 容																																			
<p><b>交通機関運賃割引</b></p> <p>&lt;問合せ先&gt; 各旅客鉄道・各バス会社・各航空会社・旅客船ターミナル窓口、各タクシー会社</p>	<p>障がい者の方には、交通機関の運賃の割引制度があります。</p> <p><b>【鉄 道】</b> 乗車券を買うときに、出札口で身体障害者手帳または療育手帳を提示してください。</p> <p>(1) 対象 身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方及び一部の介護者</p> <p>(2) 割引料金</p> <table border="1" data-bbox="687 831 1466 1507"> <thead> <tr> <th colspan="2">手帳種別</th> <th>普通乗車券</th> <th>急行券回数券</th> <th>定期乗車券</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">第 1 種 ※ 介 護 者 同乗</td> <td>大人</td> <td colspan="3">大人料金の半額</td> </tr> <tr> <td>小人</td> <td>小人料金の半額</td> <td colspan="2">割引なし</td> </tr> <tr> <td>幼児</td> <td colspan="3">無料</td> </tr> <tr> <td>介 護 者</td> <td colspan="3">大人料金の半額</td> </tr> <tr> <td colspan="2">第 1 種 ※ 介護者なし</td> <td>片道 100km 超は半額</td> <td colspan="2">割引なし</td> </tr> <tr> <td colspan="2">第 2 種</td> <td>片道 100km 超は半額</td> <td>割引なし</td> <td>割引なし ※</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 12歳未満の第2種身体・知的障がい児と介護者が同乗するときは、介護者のみ大人料金の半額(JRのみの割引制度)</p> <p>※ 学生割引や往復割引等の各種割引と重複して割引はありません。</p> <p><b>【バ ス】</b> 運賃を支払うときに、身体障害者手帳または療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を提示してください。</p>				手帳種別		普通乗車券	急行券回数券	定期乗車券	第 1 種 ※ 介 護 者 同乗	大人	大人料金の半額			小人	小人料金の半額	割引なし		幼児	無料			介 護 者	大人料金の半額			第 1 種 ※ 介護者なし		片道 100km 超は半額	割引なし		第 2 種		片道 100km 超は半額	割引なし	割引なし ※
手帳種別		普通乗車券	急行券回数券	定期乗車券																																
第 1 種 ※ 介 護 者 同乗	大人	大人料金の半額																																		
	小人	小人料金の半額	割引なし																																	
	幼児	無料																																		
	介 護 者	大人料金の半額																																		
第 1 種 ※ 介護者なし		片道 100km 超は半額	割引なし																																	
第 2 種		片道 100km 超は半額	割引なし	割引なし ※																																

制度名・問合せ先	内 容
	<p>(1) 対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳第1種または療育手帳A1の方は、本人及び介護者</li> <li>・療育手帳A2の方は、本人及び介護者</li> <li>・身体障害者手帳第2種または療育手帳B1の方療育手帳B2の方（本人のみ）</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、本人と介護者（バス会社に事前確認が必要）</li> </ul> <p>(2) 割引料金 半額</p> <p>※ Cバスについては、乗車区間にかかわらず1乗車100円です。</p> <p>※ 交通系ICカードを使用すると、乗車区間にかかわらず1乗車90円になります。</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><b>【Cバスで使用できる交通系ICカード】</b>  三重交通発行カードと  全国共通交通系ICカード10種類</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・三重交通発行カード[emica（エミカ）]は、車内購入とチャージ（入金）ができます。</li> <li>・全国共通交通系ICカード10種類[PiTaPa・manaka・ICOCA・toICA・Suica・PASMO・Kitaca・SUGOCA・nimoca・はやかけん]は、車内購入とチャージ（入金）ができません。</li> </ul> <p>※ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、バス会社指定の路線のみが対象です。</p> <p><b>【タクシー】</b></p> <p>(1) 対象  身体障害者手帳または療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方</p> <p>(2) 割引率  手帳の提示で、タクシー運賃を10%割引</p> <p><b>【航空機・船舶】</b></p> <p>(1) 対象  身体障害者手帳または療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1種…12歳以上の方は介護者を含む（障がい者が12歳未満のときは介護者のみ）</li> <li>・第2種…12歳以上の方は本人のみ</li> </ul>

制度名・問合せ先	内 容
<p><b>有料道路の通行料金割引</b></p> <p>&lt;問い合わせ先&gt;            有料道路 E T C 割引登録係            TEL：045－477－1233            (平日9～17時)</p> <p>鈴鹿市 健康福祉部            障がい福祉課            TEL：059－382－7626</p> <p>亀山市 健康福祉部            地域福祉課            障がい者支援グループ            TEL：0595－84－3313</p> <p><b>携帯電話割引</b></p>	<p>(2) 割引率            会社によって割引の内容が異なりますので、ご利用される会社までお問い合わせください。</p> <p>障がい者の方が有料道路を利用するときは、通行料の割引が受けられます。</p> <p>(1) 対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者本人が運転する場合              身体障害者手帳をお持ちの方すべてが対象になります。</li> <li>・障がい者以外の方が運転され、障がい者の方が同乗する場合              身体障害者手帳又は療育手帳をお持ちの方のうち、重度の障がいをお持ちの方が対象になります。</li> </ul> <p>※ 重度の範囲は身体障害者手帳第 1 種と療育手帳の A です。</p> <p>(2) 対象の自動車について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・車の名義は、本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族</li> <li>・ローン又は長期リースの場合、車検証の「使用者の氏名又は名称」欄に①に該当する方の氏名が記載されている場合は対象になります。</li> </ul> <p>※その他の詳細はお問い合わせください。</p> <p>(3) 割引料金 半額</p> <p>(4) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳または療育手帳・運転免許証(本人運転のみ)・本人または家族名義の車検証を持って申請してください。</li> <li>・登録された自動車のナンバーおよび有効期限を身体障害者手帳または療育手帳に記載します。有料道路を利用されるときは、料金所で手帳を提示してください。</li> <li>・ETC をご利用の場合は、障がい者名義の ETC カード(未成年の場合は親権者名義)、ETC 車載器セットアップ申込書(証明書)も申請時に持参してください。</li> </ul> <p>携帯電話料金の基本使用料などが割引されます(事前申し込みが必要です)。            詳しくは、携帯電話会社までお問い合わせください。</p>

制度名・問合せ先	内 容
<p data-bbox="261 217 517 297">&lt;問い合わせ先&gt; 各携帯電話会社</p> <p data-bbox="261 409 579 490"><b>NHK放送受信料の減免</b></p> <p data-bbox="261 553 517 728">&lt;問い合わせ先&gt; NHK津放送局 TEL：059－ 229－3002</p> <p data-bbox="261 790 579 1301">&lt;申請窓口&gt; 鈴鹿市 健康福祉部 障がい福祉課 TEL：059－ 382－7626 亀山市 健康福祉部 地域福祉課 障がい者支援グループ TEL：0595－ 84－3313</p> <p data-bbox="261 1364 553 1400"><b>生活福祉資金の貸付</b></p> <p data-bbox="261 1462 579 1924">&lt;問い合わせ先&gt; 鈴鹿市社会福祉協議会 TEL：059－ 382－5971 亀山市社会福祉協議会 TEL：0595－ 82－7985</p>	<p data-bbox="655 217 1481 347">(1) 対象者 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳 をお持ちの方</p> <p data-bbox="608 409 1481 584">障害者手帳を持っている世帯に対して、NHK放送受信料の減免制度があります。 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかと印鑑を持って申請してください。</p> <p data-bbox="655 647 1481 1014">(1) 半額免除 下記の障害者手帳等級のいずれかを持っている方がNHK放送受信料契約者かつ世帯主の場合 ・身体障害者手帳の障がい種別が視覚か聴覚の全等級 ・身体障害者手帳の障がい種別が視覚か聴覚以外の総合等級1・2級 ・療育手帳A1・A2 ・精神障害者保健福祉手帳1級</p> <p data-bbox="655 1032 1481 1207">(2) 全額免除 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかを持っている方がみえる世帯で、かつ世帯構成員全員の市民税が非課税の場合</p> <p data-bbox="608 1364 1481 1538">低所得世帯、高齢者世帯、障がい者世帯に対して経済的自立や生活意欲を促進し、安定した生活を送っていただくことを目的とした貸付制度です。 下記の制度があり、返済義務が伴います。</p> <ul data-bbox="683 1606 1026 1830" style="list-style-type: none"> <li>・福祉資金</li> <li>・総合支援資金</li> <li>・教育支援資金</li> <li>・不動産担保型生活資金</li> <li>・臨時特例つなぎ資金</li> </ul>

## 8. その他

### (1) 三重おもいやり駐車場利用証制度

<問い合わせ先>

三重県鈴鹿保健所 保健衛生室 総務企画課

TEL：059-382-8671

身体に障がいのある方や妊産婦、高齢者の方等で、歩行が困難な方に、公共施設や商業施設などにある「おもいやり駐車場」の利用証を交付する制度です。

各種障害手帳、介護保険被保険者証、母子保健手帳、特定疾病医療受給者証があれば申請できます。各種障害手帳、介護保険被保険者証、母子保健手帳、特定疾患医療受給者証をご持参ください。

### (2) 駐車禁止の適用除外

<問い合わせ先>

三重県鈴鹿警察署

TEL：059-380-0110

三重県亀山警察署

TEL：0595-82-0110

歩行困難な方が自ら運転する場合、又は生計を一にする重度の障がいのある方（児童）を同乗して運転する場合、駐車禁止除外標章を提示すると原則適用除外となります。対象となる方の条件、申請等については警察署へお問合せください。

### (3) 訪問理美容

#### ◆ 鈴鹿市

<問い合わせ先>

鈴鹿市 健康福祉部 長寿社会課

TEL：059-382-7935

在宅で介護を受けている重度の要介護者・身体障がい者のお宅を訪問し、カット・調髪を行う訪問理美容サービスの出張経費の助成があります。訪問出張経費を1回2,000円を上限に、申請月により最大年4回まで助成します。

※調髪・カット料金は、各自でお支払いいただきます。

<対象者>

鈴鹿市内に住所を有し、在宅で生活している方で、要介護3～5と認定されている方。または、40歳以上の身体障害者1・2級（下肢・体幹機能障害）の方

<申請先>

介護保険被保険者証又は障害者手帳を持参の上、長寿社会課または地区市民センターへ年度毎に申請が必要です。後日、利用券が郵送されます。

#### (4) 粗大ごみ軒先収集

##### ◆ 亀山市

<問い合わせ先>

亀山市 生活文化部 環境課 廃棄物対策グループ

TEL : 0595-82-8081

亀山市 健康福祉部 地域福祉課 障がい者支援グループ

TEL : 0595-84-3313

地域の集積所や総合環境センターへ粗大ごみの運搬ができない人の自宅の軒先まで訪問し、無料収集を行います。

<対象者>

市内在住の高齢者（65歳以上）のみ又は障害者手帳所持者のみの世帯。  
ただし、市内に直系2親等以内の親族（65歳未満）がいる世帯を除く。

<対象物>

粗大ごみで、1回の収集量は350kg以内。ただし、事業系のごみやテレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機、消火器及びLPガスボンベ等は収集できません。

#### (5) 蜂の巣駆除

##### ◆ 亀山市

<問い合わせ先>

亀山市 生活文化部 環境課 環境創造グループ

TEL : 0595-96-8095

亀山市 健康福祉部 地域福祉課 障がい者支援グループ

TEL : 0595-84-3313

自宅に蜂の巣がありお困りの場合に、蜂の巣の駆除を行います。

<対象者>

市内在住の高齢者（65歳以上）のみ又は障害者手帳所持者のみの世帯。  
ただし、市内に直系2親等以内の親族（65歳未満）がいる世帯を除く。

<蜂の種類>

スズメバチ、アシナガバチ等

<駆除範囲>

対象者の自宅家屋及びその敷地内



## (6) 家具転倒防止器具の支給・取付

### ◆ 亀山市

<問い合わせ先>

亀山市 産業建設部 都市整備課 住まい推進グループ

TEL : 0595-84-5038

亀山市 健康福祉部 地域福祉課 障がい者支援グループ

TEL : 0595-84-3313

地震発生時に家具や電化製品の転倒による事故を防ぐため、家具転倒防止器具の支給や取付を無料で行います（通算1回のみ）。取付は、三重県建設労働組合亀山支部の協力を得て行います。

<対象者.>

市内在住の次のいずれかに該当する方

- ① 全ての世帯員が65歳以上の世帯
- ② 在宅で、要介護認定区分3～5の方がいる世帯
- ③ 在宅で、次の手帳交付を受けている方がいる世帯
  - ・身体障害者手帳（1～2級）
  - ・療育手帳（A1、A2）
  - ・精神障害者保健福祉手帳（1級）

ただし、すでに器具の取付を受けた世帯は除きます。

<実施期間>

支給：年中

取付：6・7月頃（市広報で案内あり）

## 9. 税制上の優遇制度

### (1) 税金の控除・減免

<問い合わせ先>

鈴鹿税務署

〒513-0801 鈴鹿市神戸9丁目24番45号

TEL : 059-382-0351

鈴鹿市 総務部 市民税課

TEL : 059-382-9446

亀山市 総務財政部 税務課 市民税グループ

TEL : 0595-84-5011

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、次の税の控除があります。

## ① 所得税、住民税

### i 所得税

《控除額》特別障害者 40万円、一般障害者 27万円

### ii 住民税

《控除額》特別障害者 30万円、一般障害者 26万円

- ・ 特別障害者とは、身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A1（最重度）・A2（重度）、精神障害者保健福祉手帳1級の方をいいます。
- ・ 一般障害者とは、身体障害者手帳3級～6級、療育手帳B1（中度）・B2（軽度）、精神障害者保健福祉手帳2級、3級の方をいいます。

## ② 相続税

障がいのある方が相続により財産を取得した場合、障がいの程度、年齢要件により障害者控除があります。

## ③ 贈与税

特別障害者を受益者とする特別障害者扶養信託契約に係る信託受益権のうち一定部分は非課税となります。

## (2) 自動車税種別割・軽自動車税種別割の減免

＜自動車税種別割 問い合わせ先＞

三重県鈴鹿県税事務所 税務室 納税課

〒513-0809 鈴鹿市西条5丁目117（鈴鹿庁舎1階）

TEL：059-382-8660

＜軽自動車税種別割 問い合わせ先＞

鈴鹿市 総務部 市民税課

TEL：059-382-9006

亀山市 総務財政部 税務課 市民税グループ

TEL：0595-84-5063

障がいのある方が使用する自動車、若しくは家族の方が障がいのある方のために使用する自動車、又は障がいのある方（障がいのある方のみで構成される世帯に限ります。）のために常時介護する方（介護者）が専ら身体障がい者等のために使用する自動車は、一定の要件を満たす場合に自動車税種別割、軽自動車税種別割が1台に限り減免されます。

原則、自動車の名義は障がいのある方の名義に限ります。ただし、身体障がい者等が18歳未満の場合、療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を交付されている方の場合は、手帳に記載されている保護者でも構いません。

なお、申請する際に提出していただく書類等がありますので、必ず事前にお問い合わせください。

<自動車の使用目的>

本人運転の場合、使用目的に制限はありません。

家族・介護者運転の場合は、「身体障がい者等のために専ら使用する」ことが必要です。

○ 身体障害者手帳

障害の区分		障害の級別	
		本人運転	家族・介護者運転
視覚障害		1 級から 4 級までの各級	1 級から 4 級までの各級
聴覚障害		2 級及び 3 級	2 級及び 3 級
平衡機能障害		3 級	3 級
音声機能障害		3 級（咽頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。）	3 級（咽頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。）
上肢不自由		1 級及び 2 級	1 級及び 2 級
下肢不自由		1 級から 6 級までの各級	1 級から 3 級までの各級
体幹不自由		1 級から 3 級までの各級及び 5 級	1 級から 3 級までの各級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1 級及び 2 級	1 級及び 2 級
	移動機能	1 級から 6 級までの各級	1 級から 3 級までの各級
心臓機能障害		1 級及び 3 級	1 級及び 3 級
じん臓機能障害		1 級及び 3 級	1 級及び 3 級
肝臓機能障害		1 級から 3 級までの各級	1 級から 3 級までの各級
呼吸器機能障害		1 級及び 3 級	1 級及び 3 級
ぼうこう又は直腸の機能障害		1 級及び 3 級	1 級及び 3 級
小腸の機能障害		1 級及び 3 級	1 級及び 3 級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1 級から 3 級までの各級	1 級から 3 級までの各級

○ 療育手帳

障害の区分	障害の級別	
	本人運転	家族・介護者運転
知的障害（療育手帳）	A 1（最重度）・A 2（重度）	

○ 精神障害者保健福祉手帳

障害の区分	障害の級別	
	本人運転	家族・介護者運転
精神障害	1 級	

(3) 住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減税制度

<問い合わせ先>

鈴鹿市 総務部 資産税課

TEL : 059-382-9007

亀山市 総務財政部 税務課 資産税グループ

TEL : 0595-84-5010

住宅のバリアフリー改修工事を行うと、その住宅の固定資産税が減額される制度が平成19年4月1日から定められました。

<対象となる家屋（住宅）>

- ① 新築された日から10年以上経過している住宅（賃貸住宅は除く。また、併用住宅では、居住部分の床面積が2分の1以上）
- ② 改修後の住宅の床面積が50m<sup>2</sup>以上及び280m<sup>2</sup>以下であること。
- ③ 申告時に次のいずれかの者が居住していること。
  - ※ 居住とは、改修した家屋に住民票の住所登録があることをいう。
    - ・ 65歳以上の方（工事の完了した年の翌年の1月1日現在の年齢）
    - ・ 要介護認定または要支援認定を受けている方
    - ・ 障害者の方（精神障害、身体障害等）
- ④ 高齢者等の居住の安全性および介助の容易性の向上に資する次のいずれかの改修工事が行われたもの
  - ・ 廊下などの拡幅、
  - ・ 階段の勾配緩和、
  - ・ 浴室の改良、
  - ・ 便所の改良、
  - ・ 手すりの取付け、
  - ・ 床の段差の解消、
  - ・ 出入口の戸の改良、
  - ・ 床表面の滑り止め化

※詳しくは、国土交通省告示をご覧ください。
- ⑤ 1戸あたりのバリアフリー改修工事費が50万円以上の住宅（上記③に係る工事費から補助金等を除いた自己負担額）
- ⑥ 工事完了期間が令和6年（2024年）3月31日まで
  - ※ 「新築住宅に対する減額」や「住宅耐震改修に伴う減額」とは同時に減額されません。

- ※ バリアフリー改修に伴う減額は1戸につき1度しか受けることができません。
- ※ 省エネ改修を同年に行った場合には、合わせて3分の2が減額されます。

<減額される期間・額>

減額期間：1年

- ① 住宅の床面積が100㎡以下の場合  
改修をした住宅の固定資産税額の3分の1（都市計画税は減額されません）
- ② 住宅の床面積が100㎡超の場合  
改修をした住宅の床面積100㎡分の固定資産税額の3分の1（都市計画税は減額されません）

<申請方法>

工事完了後3カ月以内に、「バリアフリー改修住宅（減額）申告書」に必要事項を記入し、下記添付書類とあわせて提出が必要。

<添付書類>

- 納税義務者（家屋所有者）の住民票の写し
- 次のいずれかの書類
  - ① 65歳以上の方の住民票の写し
  - ② 介護保険被保険者証の写し
  - ③ 障害者手帳又はこれに代わるものの写し
- 次の①又は②の書類
  - ① 改修後の写真、工事領収書及び工事明細書（工事内容や費用が確認できるもの）
  - ② 減額要件に該当する改修工事が行われたことを証明する書類（建築士、登録性能評価機関等が発行したもの）
- 補助金等の交付・給付決定書  
※上記添付書類を省略できる場合がありますので、詳しくは各市の問い合わせ先までご確認ください。

(4) 利子等の非課税（障がい者マル優）

<問い合わせ先>  
各金融機関 等

障がいのある方の郵便貯金、少額貯蓄、少額公債の利子等で元本350万円までは非課税になります。

<対象者>

- ・ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- ・ 障害年金等の障害を支給事由とする年金を受給している方
- ・ 障害児福祉手当、特別障害者手当、福祉手当を受給している方

## V. 介護認定を受けている方が利用できる制度

### 1. 介護保険を利用するには

#### <申請先>

鈴鹿亀山地区広域連合 介護保険課

鈴鹿市 健康福祉部 長寿社会課

各地区市民センター

亀山市 健康福祉部 長寿健康課 高齢者支援グループ

(亀山市総合保健福祉センター「あいあい」)

市民文化部 市民課 医療年金グループ

地域サービス室 (関支所)

加太出張所

#### <問い合わせ先>

鈴鹿亀山地区広域連合 介護保険課 認定グループ

〒513-0801 鈴鹿市神戸一丁目18番18号

鈴鹿市役所西館 3階

TEL: 059-369-3203

※保険料については下記へお問い合わせください。

#### <問い合わせ先>

鈴鹿市 健康福祉部 長寿社会課

TEL: 059-382-7935

亀山市 市民文化部 市民課 医療年金グループ

TEL: 0595-84-5005

#### <介護サービス利用にあたっての相談窓口> 令和3年4月から

鈴鹿第1地域包括支援センター なんてん TEL: 059-373-6031

鈴鹿第2地域包括支援センター あんず TEL: 059-370-3751

鈴鹿第3地域包括支援センター やまぶき TEL: 059-384-4165

鈴鹿第4地域包括支援センター わかたけ TEL: 059-385-7770

鈴鹿第5地域包括支援センター ひいらぎ TEL: 059-392-5713

鈴鹿第6地域包括支援センター つゆくさ TEL: 059-389-5959

鈴鹿第7地域包括支援センター りんどう TEL: 059-380-5280

鈴鹿第8地域包括支援センター ふじ TEL: 059-372-3128

亀山第1地域包括支援センター ぼたん TEL: 0595-96-8686

亀山第2地域包括支援センター もくれん TEL: 0595-97-3331

介護保険は40歳以上の方が全員加入して介護保険料を納め、介護が必要になった時に所定の介護サービスが受けられる保険です。介護サービスを受けるには「介護を要する状態にある」と認定される（要介護認定）必要があります。

まずは、地域包括支援センターや広域連合・各市窓口へご相談ください。

年齢により、介護保険の加入の仕方は2種類に分かれ、サービスを受ける条件も異なります。65歳以上の方は「第1号被保険者」、40～64歳の方は「第2号被保険者」となり、第1号被保険者は、基本チェックリストや要介護認定を受けて認定されると、介護保険のサービスを受けることができますが、第2号被保険者は、老化に起因する特定の病気（注）による要介護または要支援状態と認定された場合に限り、介護サービスを受けることができます。

（注）第2号被保険者が介護保険サービスを利用できる16疾病

- ① がん（医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと判断した、いわゆる「末期がん」に限られる。）、② 関節リウマチ、③ 筋萎縮性側索硬化症、④ 後縦靭帯骨化症、⑤ 骨折を伴う骨粗鬆症、⑥ 初老期における認知症、⑦ 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病、⑧ 脊髄小脳変性症、⑨ 脊柱管狭窄症、⑩ 早老症、⑪ 多系統萎縮症、⑫ 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症、⑬ 脳血管疾患、⑭ 閉塞性動脈硬化症、⑮ 慢性閉塞性肺疾患、⑯ 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

## 2. 介護保険で利用できるサービス

<問い合わせ先>

鈴鹿亀山地区広域連合 介護保険課 給付グループ  
TEL：059-369-3201

介護保険から受けられる介護サービスの種類は、大きく分けると次のように区分されます。

「要支援1・2」の方は、介護予防給付（自宅で生活しながら受けるサービス・施設等を利用して受けるサービス・介護の環境を整えるためのサービス）を、「要介護1～5」の方は介護給付（自宅で生活しながら受けるサービス・施設等を利用して受けるサービス・介護の環境を整えるためのサービス・施設に入所して受けるサービス）を受けることができます。

また、介護が必要でないと判断された場合は「非該当」となり、介護保険による介護サービスは利用できません。「非該当」となった方のうち65歳以上の方には、市が行う一般介護予防事業への参加や基本チェックリストによる調査で生活機能の低下がみられた場合には、介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービス・通所型サービスが利用できます。



### (1) 訪問サービス

種 類	内 容
訪問介護	ホームヘルパーが要介護者等の居宅を訪問して、入浴・排せつ・食事等の身体介護や、調理・洗濯・掃除等の生活援助を行います。
訪問入浴介護	要介護者等の居宅を入浴車等で訪問し、浴槽を家庭に持ち込んで、身体の清潔保持と心身機能の維持等を図るため、入浴の介護を行います。
訪問看護	訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等が、要介護者等の居宅を訪問して、療養上の世話や必要な診療の補助を行います。
訪問リハビリテーション	病院・診療所等の理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が、要介護者等の居宅を訪問し、機能回復のためのリハビリテーションを行います。
居宅療養管理指導	医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士等が、通院が困難な要介護者等の居宅を訪問し、療養上の管理及び指導を行います。

### (2) 通所サービス

種 類	内 容
通所介護 (デイサービス)	通所介護施設にて、食事・入浴・排せつ等の日常生活上の支援・機能訓練等を日帰りで行います。
通所リハビリテーション (デイケア)	介護老人保健施設、病院等の施設に通って、心身の機能の維持回復を図るために、理学療法・作業療法等のリハビリテーションを日帰りで行います。

### (3) 短期入所サービス

種 類	内 容
短期入所生活介護 (ショートステイ)	特別養護老人ホーム等に短期間入所し、入浴・排せつ・食事等の介護や機能訓練を受けることができます。 対象者は、心身の状況や、家族の病気・冠婚葬祭・出張等のため、又は家族の身体的・精神的な負担の軽減を図るために、一時的に在宅での日常生活に支障のある要介護者等です。
短期入所療養介護 (ショートステイ)	介護老人保健施設、病院等の施設に短期間入所し、看護や医学的管理の下における介護・機能訓練等の医療や日常生活の世話を受けることができます。対象者は、心身の状況や、家族の病気・冠婚葬祭・出張等のため、又は家族の身体的・精神的な負担の軽減を図るために、一時的に入所の必要のある要介護者等です。

#### (4) 施設サービス

種 類	内 容
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常時介護を必要とし、家庭での生活が困難な要介護者が入所し、入浴・排せつ・食事等の介護や日常生活上の世話、機能訓練を受けることができます。※原則、要介護3～5の方が対象です。
介護老人保健施設	病状安定期で入院治療する必要はない要介護者に対して、看護や医学的管理のもとでの介護、機能訓練等の医療ケアを行うとともに、日常生活サービスをあわせて提供し、家庭への復帰を目指す施設です。※要支援1・2の方は利用できません。
介護療養型医療施設	長期にわたる療養を必要とする要介護者に対し、療養上の管理、看護や医学的管理のもとでの介護等の世話及び機能訓練等の必要な医療を行います。※要支援1・2の方は利用できません。
介護医療院	長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に提供する施設です。※要支援1・2の方は利用できません。

#### (5) その他のサービス

種 類	内 容
特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム)	有料老人ホーム等に入居している要介護者等について、その施設で特定施設サービス計画に基づき、入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談、助言等の日常生活上の世話、機能訓練および療養上の世話を行います。
福祉用具貸与	心身機能の低下した要介護者等の日常生活を補助するために、自宅等で車椅子・特殊寝台・床ずれ防止用具・体位変換器・歩行器等の福祉用具を貸し出します。 ※介護度により、保険給付の対象とならないものがあります。
種 類	内 容
特定福祉用具購入費の支給	入浴や排せつ等に使用する福祉用具の購入費が支給されます。対象となる福祉用具は、腰掛け便座・入浴補助用具・自動排泄処理装置の交換可能部品・簡易浴槽・移動用リフトのつり具と定められています。 ※都道府県の指定を受けた事業者から購入した場合にのみ支給。
住宅改修費の支給	在宅の要介護者等が、手すりの取り付け等の住宅改修を行った時は、住宅改修費が支給されます。 対象となる住宅改修は、手すりの取り付け、段差の解消、滑りの防止、移動の円滑化等のための床材の変更・引き戸等への扉の取り替え、洋式便器等への便器の取り替え等と定められています。 ※着工前に保険者への事前協議が必要ですのでケアマネジャーに

相談してください。

(6) 地域密着型サービス

種 類	内 容
小規模多機能型居宅介護	通いを中心に、利用者の選択に応じて、通所・訪問・短期間の宿泊等、複数のサービスを一つの事業所が一体的に提供します。
看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能居宅介護サービスに加え、必要に応じて訪問看護の提供を一つの事業所が一体的に提供します。 ※要支援1・2の方は利用できません。
認知症対応型通所介護	認知症の要介護者等に、認知症の特性に配慮しながら、食事・入浴・排せつ等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立間の解消、心身機能の維持ならびに利用者の家族の心身的及び精神的負担の軽減を図ります。
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	認知症の要介護者等が共同生活をする住居で、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、食事・入浴・排せつ等の介護、その他の日常生活上の世話および機能訓練を行います。 ※要支援1の方は利用できません。
地域密着型特定施設入居者生活介護	定員が29人以下の有料老人ホーム等に入居している要介護者について、地域密着型特定施設サービス計画に基づき、食事・入浴・排せつ等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練および療養上の世話を行います。 ※要支援1・2の方は利用できません
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設で、家庭での生活が困難な要介護者が入所し、食事・入浴・排せつ等の介護、その他の日常生活上の世話および機能訓練を行います。 ※原則、要介護3～5の方が対象です。
種 類	内 容
地域密着型通所介護	定員が18人以下の小規模な通所介護施設にて、食事・入浴・排せつ等の日常生活上の支援、機能訓練等を行います ※要支援1・2の方は利用できません。

### 3. その他、介護認定を受けていると利用できるサービス

(1)訪問理美容（再掲：39ページにも掲載しています。）

#### ◆ 鈴鹿市

<問い合わせ先>

鈴鹿市 健康福祉部 長寿社会課

TEL：059-382-7935

在宅で介護を受けている重度の要介護者・身体障がい者のお宅を訪問し、カット・調髪を行う訪問理美容サービスの出張経費の助成があります。訪問出張経費を1回2,000円を上限に、申請月により最大年4回まで助成します。

※調髪・カット料金は、各自でお支払いいただきます。

<対象者>

鈴鹿市内に住所を有し、在宅で生活している方で、要介護3～5と認定されている方。または、40歳以上の身体障害者1・2級（下肢・体幹機能障害）の方

<申請先>

介護保険被保険者証又は障害者手帳を持参の上、長寿社会課または地区市民センターへ年度毎に申請が必要です。後日、利用券が郵送されます。

## VI. 就労支援について

障がいのある人の就労支援の機関には様々なものがありますが、難病のある人は、就労支援だけでなく、保健医療や福祉分野の支援も一体的に必要としている場合が多く、それらの関係機関の利用を個人で調整する困難なことが少なくありません。

現在、難病について関係機関の連携の構築に取り組んでいますが、難病のある人自身があちこちの機関の利用でたらい回しにあったりするようなことのないように、まずは、地域連携の中核となり個別的で継続的な支援を提供している、ハローワーク、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターに登録し、そこから自分に必要な他の関係機関の利用を広げることが大切です。

これらは公的な機関、法律により守秘義務があり、相談や職業紹介を含め個人情報を守られます。また、相談時に病名を告げたとしても、本人に無断で、企業や他の支援者にその情報が知らされることはありません。

機関名	所在地	TEL	FAX
ハローワーク 鈴鹿	〒513-8609 鈴鹿市神戸9丁目13-3	059-382-8609	059-383-5594
三重障害者職業センター	〒514-0002 津市島崎町327-1（2階、3階）	059-224-4726	059-224-4707
鈴鹿亀山障害者就業・生活支援センター あい	<事務所> 〒513-0801 鈴鹿市神戸1丁目18-18 鈴鹿市役所西館2階  <出張所> 〒519-0164 亀山市羽若町545番地 総合保健福祉センターあいあい2階	059-381-1035   0595-84-4711	059-0595-82-8451
三重県難病相談支援センター	〒514-8567 津市桜橋3丁目446-34 （三重県津庁舎保健所棟1階）	059-223-5045	059-223-5064

## VII. その他

### 1. 県内で活動されている患者団体等

団体名	疾 病	支部ホームページ	本部ホームページ
SCD・MSA三重の会	脊髄小脳変性症 多系統萎縮症	—	—
全国膠原病友の会 三重県支部	膠原病	—	全国膠原病友の会 ( <a href="https://kougentomo.xsrv.jp/">https://kougentomo.xsrv.jp/</a> )
公益社団法人日本てんかん 協会（波の会）三重県支部	てんかん	—	公益社団法人日本てんかん協会 ( <a href="https://www.jea-net.jp/">https://www.jea-net.jp/</a> )
三重県網膜色素変性症協会	網膜色素変性症その 類縁疾患	三重県網膜色素変性症 協会 ( <a href="http://www.jrps-mie.sakura.ne.jp">http://www.jrps- mie.sakura.ne.jp</a> )	公益社団法人 日本網膜色素変性症協会 ( <a href="http://jrps.org/">http://jrps.org/</a> )
公益社団法人日本リウマチ友 の会 三重支部	関節リウマチ	—	公益社団法人 日本リウマチ友の会 ( <a href="http://www.nrat.or.jp/">http://www.nrat.or.jp/</a> )
一般社団法人全国パーキン ソン病友の会 三重県支部 (略称：パーキンソンみえ)	パーキンソン病	全国パーキンソン病友の 会 三重県支部 ( <a href="https://jpda-mie.sakura.ne.jp/index.html">https://jpda- mie.sakura.ne.jp/ind ex.html</a> )	一般社団法人 全国パーキンソン病友の会 ( <a href="https://jpda.jp/">https://jpda.jp/</a> )
みえIBD	潰瘍性大腸炎 クローン病	—	—
みえALSの会	筋萎縮性側索硬化症	みえALSの会 ( <a href="http://plaza.umin.ac.jp/~mals/">http://plaza.umin .ac.jp/~mals/</a> )	—
三重県腎友会	腎臓病	—	一般社団法人全国腎臓病協議会 ( <a href="http://www.zjk.or.jp/index.html">http://www.zjk.or. jp/index.html</a> )
三重心臓を守る会	心臓病	—	一般社団法人 全国心臓病の子どもを守る会 ( <a href="http://www.heart-mamoru.jp/">http://www.heart- mamoru.jp/</a> )
みえPBCの会（休会）	原発性胆汁性胆管炎	—	—
三重もやの会	もやもや病	—	もやもや病の患者と家族の会 ( <a href="https://www.moyanokai.com/">https://www.moyanokai.com/</a> )

つぼみの会三重	1型糖尿病	—	—
日本二分脊椎症協会（休会）	二分脊椎症	—	日本二分脊椎症協会 ( <a href="https://sba.jpn.com/">https://sba.jpn.com/</a> )
稀少難病の会 みえ	稀少難病	—	—
三重後縦靭帯骨化症 患者友の会	後縦靭帯骨化症 前縦靭帯骨化症 黄色靭帯骨化症	—	全国脊柱靭帯骨化症 患者家族連絡協議会 ( <a href="http://zensekityuuren.jpn.org/">http://zensekityuuren.jpn.org/</a> )
三重県乾癬の会	膿疱性乾癬	—	日本乾癬患者連合会 ( <a href="http://www.jp1029.com/">http://www.jp1029.com/</a> )
MS 三重	多発性硬化症	—	—
全国筋無力症友の会 三重支部	重症筋無力症	—	全国筋無力症友の会 ( <a href="http://mgjp.org/">http://mgjp.org/</a> )
三重県下垂体友の会	間脳下垂体疾患	—	—
日本マルファン協会三重支部	マルファン症候群	—	特定非営利活動法人 日本マルファン協会 ( <a href="http://www.marfan.jp/">http://www.marfan.jp/</a> )

※詳しくは、三重県難病相談支援センター（電話：059-223-5035）へお問い合わせください。